

## 論文

## 仁壁神社についての一考察―名称の由来や当初の祭神の問題を中心に―

渡 辺 滋

はじめに

仁壁神社は、山口市三の宮(かつての周防国吉敷郡)に所在する神社である。その創始は古く、すでに九世紀の段階では中央政府から神階を授けられるほどの地位を確立しており、一〇世紀の『延喜式』には式内社として掲載されている。中世前期の段階でも、周防国を支配した東大寺から吉敷郡内で広範な社領領有を認められるなど、国内の有力神祇としての地位を確保していた(苅米二〇〇四)。

こうした勢威も背景として、一二世紀代以降に諸国で一宮・二宮<sup>1)</sup>が形成されたのち、中世後期に守護大名の大内氏のもとで周防国の三・四・五宮が整備された際、三宮の社格を得ることになる(井上二〇〇九)。三宮の社格を得た時期については、「応永十八年(一四一一)十一月二十九日大内盛見預ケ状」(『山口県史 史料編 中世二』仁壁神社文書)に「三宮大宮司職」と見えることから、一五世紀初頭以前と推測される。こののち、たとえば「明応六年(一四九七)四月十九日五社御参詣之次第」(『山口市史 史料編 中世』)にあるように、大内義興が一宮・二宮を経て宮野荘の「三宮」へ参拝するなど、国内序列三位の神社と見なされるようになる。

このように当社は、古代以来、周防国内における有力な神社であり続けた。しかし近世以前に神社所蔵の関連史料が失われたこともあって、不明点が多くなる。そこで本稿では、成立経緯や当初の祭神などを中心に、分析を行っていききたい。

## 第一節 現状と社宝の伝来

現在の仁壁神社では、表筒男命・中筒男命・下筒男命の三神を主祭神として本殿に、このほか味耜高彥根命・下照姫命の二神を相殿に祭っている。ただし、こうした祭祀の状況は、『防長寺社由来』(一七二〇年)・『防長風土注進案』

(一八四一年)など近世の史料までしか遡れない。

たとえば「享保十三年(一七二八)五月二十五日 仁壁神社伝記次第」(『防長寺社由来 第三卷』)によれば、「三宮、玉殿三社。一社は神号表筒男命・中筒男命・底筒男命。此三社は、和歌の精神人道の根元也。亦一社の神号は味耜高彥根神、耕作の精神。又一社の神号下照姫命、衣類の精神。尤和歌の徳をも兼備給也」とある。また「寛保元年(一七四一)九月 仁壁神社由緒書」(同)には、「御神体玉殿三社、一社は神号表筒男命・中筒男命・底筒男命。此三神の神徳は、和歌の精神。和歌は治国平天下、和国人道の根元也。亦一社は、神号味耜高彥根神。御神徳は耕作の精神、和歌の徳をも兼備給ふ也。又一社は、神号下照姫命。此神徳は衣類の精神、尤和歌の徳をも兼備給ふ也。」とある。このほか『防長風土注進案』(「桜島村・神祠」項)には、「仁壁神社：祭神 底筒男命 中筒男命 表筒男命／相殿 味耜高彥根命 下照姫命」とある。このように現状のような祭祀の形態は、少なくとも史料上は、一八世紀頃までしか遡れないのだが、以上の記述を信用すれば、おそらく中世後期までに同様の状況が確定していた可能性は高い。

六国史・延喜式などの古代史料によれば、仁壁神社が九世紀以前から存在していたことは間違いない。それでは、どうして近世以前の時期については、以上で紹介したような、不十分な口伝から編集されたらしき近世の由緒書しか残っていないのか。それは、以下の史料に見えるように、永禄十二年(一五六九)の大内輝弘と毛利氏との争い(山本二〇〇七)の際、社殿・社宝などが焼失した結果と推定される。

・「享保十三年(一七二八)五月二十五日 仁壁神社伝記次第」(『防長寺社由来』所引)

「三宮往古の宮殿、永禄年中、輝弘<sup>(天內)</sup>山口乱入放火の節、社頭不<sub>レ</sub>残焼失仕候」

「往古の神宝、不<sub>レ</sub>残永禄年中、社頭一同二及<sub>二</sub>焼失<sub>一</sub>候事」

・寛保元年(一七四一)九月仁壁神社由緒書」(「同」所引)

「三宮往古の宮殿、永禄十式年及「焼失」」

「御社縁記、永禄十式年御社炎上の砌、一同二焼失仕、無御座候事」

この際、現在の宮司家の先祖「三宮鼓頭刑部大夫」が復興に尽力し、神主職に任じられたことを示す「永禄十三年(一五七〇)五月一日毛利元就判物」(『山口県史史料編 中世二』仁壁神社文書)にも、「山口動乱付而、当社回禄」(「回禄」は火事の意)とある。

ここで注目したいのは、「鼓頭」が神社復興の音頭を取っている点である。「鼓頭(太鼓頭)」とは、名称からすれば神儀において舞人に合わせて打楽器を担当する役である。防長二国の事例では神社によって形態が異なるが<sup>②</sup>、後述するように、仁壁神社の鼓頭の場合、他の楽器も習っていることが確認される。つまり広く楽器全般を担当したとも推定されるが、いずれにせよ神社のトップを務めるような立場ではない<sup>③</sup>。たとえば同国一宮の玉祖神社の場合、天正七年(一五七九)の社職として、大宮司・神主・大工・少工・鼓頭などがあり、地位に比例して米や屋敷が支給されていた(『山口県史 史料編 中世二』玉祖神社文書)。その支給額からして、鼓頭が大宮司や神主の上に立つ職でないことは明白である。

仁壁神社に大宮司職が存在したことは、「正一九」を「三宮大宮司職」に任命する文書(応永十八年(一四一一)二月二十九日大内徳雄預ケ状)『山口県史 史料編 中世二』仁壁神社文)や、「防州三宮大宮司時重」(『言継卿記』天文十九年(一五五〇)六月二十九日条)という記載<sup>④</sup>からも伺えるので、先にみた復興の際の鼓頭の行為は、平時であれば明らかに越権である。

神社の復興という大事に際して、どうして大宮司や神主クラスの社官が先頭に立たなかったのだろうか。ここで注目すべきは、当時の仁壁神社に「社頭不レ残焼失」という惨状が生じた点である。この時、毛利氏側の拠点(高ノ嶺城)周辺だけでなく、主戦場から離れた仁壁神社に戦火が及んだことについては、前掲史料に見える「輝弘山口乱入放火」という記述を踏まえれば、大内輝弘側によつて焼き払われた経緯がうかがえる。この一連の動乱の過程で、大内側の軍勢は毛利方の吉見氏(津和野)の軍勢と宮野周辺で合戦に及んでいる(秋山二〇一二B)。この際に、仁壁神社は毛利方に与する勢力と見なされ、攻撃された可能性が高い。その結果として、社殿の全焼<sup>⑤</sup>中心的な宮司勢力の滅亡

という結果が生じたのではあるまいか。

仁壁神社の規模は、現状からは想像も付かないだろうが、近世後期の段階ですら宝殿・幣殿・拝殿・神楽所・神供所・鐘楼・宝蔵など建物が多岐に及び、それらが廊下橋・廻廊で囲まれた周りには塀・門が配置されるといふ多くの構造物が立ち並ぶ状況だった<sup>⑥</sup>。それに先立つ中世(焼失前)の段階では、相当な規模だったと考えてよい。周辺に広がる多くの所領(荊米二〇〇四)の存在からして、一定の戦力を保持する軍事拠点としての性格もあったはずで、その点が攻撃された要因だったのだろう。ともあれ、永禄十二年の戦火によって旧来の中心的な宮司勢力が滅亡し、わずかに生き残った「三宮鼓頭刑部大夫」(高橋忠重)がイニシアチブを取って神社再建を果たしたという大筋が想定されよう。

現在の宮司家の先祖に当たる彼の家、つまり高橋家が仁壁神社の鼓頭を勤めるようになったのは、一四世紀以前である。この家と仁壁神社の関係を示す最古の史料は、長野村(現在の山口市大内)大塚薬師堂の所蔵していた「応永三年(一三九六)大般若経写本奥書」(『防長風土注進案』「深野村」項の所引)で、そこには「社人(仁壁神社鼓頭)高橋佐渡」とある。これによれば、当時の高橋家は仁保川中流域(現在の大内長野あたり)に居住し、仁壁神社の周辺を日常的な活動範囲とはしていなかった可能性が伺える。仁壁神社の勢力圏の広さを確認できる史料であるのみならず、大内輝弘の乱に際して当時の鼓頭(高橋忠重)が落命せずに済んだ理由を窺わせる史料とも位置づけられる。

一四世紀の「高橋佐渡」の数世代あと、その子孫の状況が一六世紀中頃の史料に見える。たとえば、有識故実の権威とされる山科言継(一五〇七〜七九)の日記『言継卿記』には、天文十四年(一五四五)七月一日条から八月八日条にかけて高橋長賢という人物に関する記事が頻出する。記事中で「三宮神主刑部丞長賢」・「高橋刑部丞」などとされる彼は、「神楽笛」(七月十二日・二十八日条)・「吹合」(七月二十七日条)・「筆築」(八月二日条)・「神楽笛譜」(八月七日条)などの情報からすると、山科言継に管楽器系の楽曲の指導を仰いでいたらしい(本田一九六六)。この際は「今朝下国」(『言継卿記』天文十四年八月八日条)とあるので、在京二ヶ月弱で帰国したようだが、この一八年後にも、吉田神道の吉田家から教えを請うために上京している。

その際のやりとりについて、吉田兼右(一五一六〜七三)は「周防国三宮社官長堅、許色組懸了。／烏帽子色組懸許用了。可レ用社前也。／永禄六年七

月廿七日／神道長上(花押)／防州三宮社官長堅許之」(『兼右卿記』永祿六年(一五六三)七月二十七日条)と記している。こうした各種の記事からは、再三にわたり上京を繰り返し、社家としての研鑽を積み続けた人物と判明する。

なお前述した永祿十三年に新たな神主職へと任じられ、仁壁神社の復興を主導した高橋忠重は、「元龜元年五月五日毛利輝元袖判同氏奉行入連署奉書」(『山口県史史料編 中世二』仁壁神社文書)によれば「鼓頭刑部丞」ともされる。「刑部丞」という肩書きの一致や年代の近接からして、この忠重は長賢の後継者(あるいは孫)である可能性が高い。つまり先の『言繼卿記』の記事も、鼓頭が職務の幅を広げようとして、管楽器にまで手を伸ばそうとした際のもとの理解できる<sup>(6)</sup>。

ちなみに都の貴族の日記(『言繼卿記』)に「刑部丞」と記されるところから、彼の官途は単なる自称ではなく実際の任官手続きを踏んだものである可能性が高い。この肩書きの意味するところを考えると、たとえば同じ時期、山口築山大明神・多賀神社・今八幡宮などの宮司を兼ねた林宜右延の子延家は「高橋民部丞」と名乗っている(近藤一八九〇)。両者に血縁関係があったかどうかはともかくも、刑部丞と民部丞は相当位が同じなので(大丞・正六位下・少丞・従六位上)、社会的にはほぼ同格の存在と見なされていた可能性が想定できる。つまり当時の高橋家(仁壁神社鼓頭)は、歴代の仁壁神社の社家の一員として一定の社会的立場を保持する存在だったと推定できる(逆にいえば、仁壁神社の大宮司家は、彼らより格が上だったことになる)。

ともあれ、このような経緯の末、仁壁神社では旧来の情報が大幅に失われ、神社の由緒や祭神に関する情報が不分明になってしまった。次節以降、ここで不明となった仁壁神社の名義や、祭祀される諸神について、可能な範囲で検討を加えていきたい。

## 第二節 社名(神名)の読み

仁壁神社に関する検討の前提として、まずは名称の訓を確定しておく必要がある。一〇世紀前半に成立した『延喜式』は、当時の全国の主要神社を列挙した目録(いわゆる神名帳)を採録する。そのなかに仁壁神社も掲載されているが、古代後期から中世前期にかけて作成された『延喜式』の写本のなかには、一部の神社名に傍訓を施しているものがある。これらの情報は、『延喜式』編

纂時のものではないとはいえ、古代における神社名の読みを伝えている可能性が高い。

そこで、古写本で仁壁神社に付された傍訓を確認しておく、たとえば九条家本(二二世紀)には「ニカヘ」と、また武田本(二三世紀以前)・吉田家本(一三〇一四世紀)には「ニカヘノ」と訓が振られている。後者の「ノ」は格助詞(連体修飾格)なので措くとして、「仁壁」の訓が「ニカヘ」であるという説明で共通していることが分かる。「仁」字には多数の古訓が確認されるが<sup>(7)</sup>、ここでは*Ni*の音を当てた音仮名と理解するべきだろう<sup>(8)</sup>。一方、「壁」字の古訓は「カヘ」・「カキ」・「コン」(観智院本『類聚名義抄』などとされるので<sup>(9)</sup>)、『延喜式』古写本にみえる傍訓は、「仁(ニ) + 壁(カヘ)」という訓を想定したものと考えられる。

問題は、「ニカヘ」の「ヘ」音である。現在、「仁壁」は「ニカベ」と三文字目を濁音で読むが、片仮名の濁音表記法が未成熟な中世前期の段階では、清音と濁音の明確な表記の区別がない(沼本二〇一三)。そのため、当時は「ニカヘ」と読んでいたのか、この段階から「ニカベ」と読んでいたのかハッキリしない。中世になると当社を「仁戸社」と表記するようになるが(後述)、これにしても「戸」字は「ヘ」とも「ベ」とも読むので<sup>(10)</sup>、実際の音がどちらだったかは確定できない。そもそも「かべ(壁)」という日本語は、当初から濁音だったとは断定できない。たとえば『日本国語大辞典』で紹介される語源説の多くは、「隔(へだてる)」「辺(へ)」「方(へ)」などとの関係を想定しており、それが正しいとすると、かつては清音「へ」で発音していた可能性もある。つまり、仁壁神社の名称が当初、清音・濁音のどちらだったかは、結論を保留せざるを得ない。

つぎに、漢字表記の意味について検討しておく。まず「仁壁」の二文字のうち「仁」字について、『延喜式』神名帳を検索してみると、このほかに二例の事例が確認できる。このうちの仁布神社(若狭国三方郡)には「ニフ」と<sup>(11)</sup>、安仁神社(備前国邑久郡)には「アニ」と、古写本に付訓されている。こうした類例から見ても、仁壁の「仁」字は音仮名「ニ」と読ませるつもりで表記されている可能性が高いことが再確認できる。

これに対して「壁」字の場合、音のみを利用している可能性と、意味を含ませている可能性の両方がありうる。二字熟語で、片方の漢字が音仮名として利

用され、もう片方が漢字の意味を反映する方式は、たしかに違和感がある。とくに神名は、通常、日本社会在来の要素を漢字表記しているはずだから<sup>11)</sup> 既存の地名表記の転用(賀茂・巨勢・平郡・佐紀)や、<sup>12)</sup> 字音表記(貫布祿・阿須波・伊射奈岐)される事例を除けば、「天照大神」とか「大物主」のように訓読を前提として表記される。念のため『延喜式』神名帳の古訓を確認しても、重箱読みなどの音訓混用はかなり珍しい<sup>13)</sup>。しかし吉敷郡における地名表記の特殊性については別稿で検討したとおりであり(渡辺二〇二〇A)、類例が少ないからといって両文字ともに「ニカベ」という音を当てただけと断定するのは早計である。「仁壁」という神名の場合、『延喜式』神名帳のなかに「壁」字を用いる事例は他に確認できないという特殊性も念頭に置き、以下、両方の可能性を順に検討しておく。

そもそも「ニカベ」という音の意味するところは別として、「仁壁」という漢字表記が妙に漢文調であるという第一印象は、否定できない。呉仁壁(唐末〜五代の文人)とか、趙仁壁(高麗)李氏朝鮮の武将といった外国人名<sup>14)</sup>の存在は、そうした印象をさらに色濃くする。とりあえず、「壁」字を用いた表記を検討するに当たり、参考となる日本の類例を確認しておく。具体的には、古代前期の史料に散見される固有名詞から忍壁・草壁・白壁の三例について検討する。

まず「忍壁」<sup>おさかべ</sup>は、地名の「好字」二字表記が求められる(『続日本紀』和銅六年(七三二)五月二日条)以前には「押坂部」と表記していた。名称の由来は、忍坂(大和国磯城郡)<sup>15)</sup>を居処(生家)とする忍坂大中姫(允恭后)への奉仕を担当する名代(王族の私有民)である(藪田一九六八)。二字表記へと変更されて以降も、その訓は変わらなかったようである。たとえば『和名類聚抄』によれば、刑部郷(伊勢国三重郡)に「於佐賀倍」(高山寺本)・「於佐加倍」(大東急本)／刑部郷(遠江国引佐郡)に「於佐加倍」(大東急本)／刑部郷(因幡国高草郡)に「於无左加倍」(大東急本)<sup>16)</sup>／刑部郷(備中国賀夜郡)に「於佐加倍」(大東急本)／刑部郷(備中国英賀郡)に「於佐加倍」(大東急本)／忍壁郷(摂津国有馬郡)に「於之加倍」(大東急本・高山寺本)などの訓注が付されている。最期の事例のみ「おしかべ」と訓読しているが、たとえば『本朝皇胤紹運録』には「忍壁」に「オサカベ」と傍訓されるので、微妙な発音の揺れと考えてよかろう。つぎに「草壁」は、もともと「日下部」と表記されていた。これは、河内

国東部の日下(草香)山麓に宮を置いた王族へ奉仕する名代の呼称である(鷲森二〇〇〇)。「好字」二字表記への転換の際、備中国小田郡・筑前国嘉麻郡・筑後国山門郡などでは「草壁」と改めているが、備中国上道郡では旧表記を生かし「日下」としている。なお日下を「クサカ」と訓む理由は、「於姓日下謂<sup>17)</sup>玖沙訶」、於<sup>18)</sup>名帯字謂<sup>19)</sup>多羅斯。如<sup>20)</sup>此之類、隨<sup>21)</sup>本不改」(『古事記』序)とある通り、すでに奈良期には不明となっていた<sup>15)</sup>。

さいごに「白壁」であるが、当初の表記は「白髪部」で、由来は清寧天皇(白髪大倭根子(しろ(白)+毛(か) || しらか)の名代である。地名(駿河・常陸・上野・下野・備中などの諸国に所在)については、「好字」二字表記への転換指示を受けて一律に「白壁」表記となったが、白髪部に養育された白壁王が即位して光仁天皇となった後(村尾一九六三)、その諱を避けて、さらに「真壁」と改称された(『続日本紀』延暦四年(七八五)五月三日条)<sup>16)</sup>。二回目の改称では「白」の純粋なイメージに近い「真」という漢字に置き換えたのだろうが、もとの白壁表記に関していえば、忍壁と同パターンの表記変更と考えてよい。

このほか、式内社ではないが、管見に入った神名で「壁」字を含む事例を確認しておく。たとえば大壁郷(於保加倍)(和名抄)郷には、「大壁神社」(三河国渥美郡)が所在する。この地名は本簡で「大鹿部」とも表記されるので、大鹿氏と関連する神名に好字を宛てたものと推定される。このほか「長壁神社」(上野国群馬郡)・「長壁神社」(播磨国飾磨郡)の場合、史料によっては「刑部」とも表記されるので、「忍壁」のパターンに分類できる。

以上見てきたところからは、「〇壁」表記の固有名詞は、いずれも物体としての「壁」とは無関係と確認された。語源不明な「草壁」はともかくも、「忍壁」・「白壁」は「カ+ベ」という単語を二文字化する便法として、漢字の「壁」字を採用しているに過ぎない。こうしてみると、仁壁の「壁」字も、「カベ」という一語ではなく、「カ+ベ」に字音を当てた可能性について考える必要がある。こうした前提で検討を進める場合、中世史料で「仁壁」が「仁戸」(建久六年(一一九五)九月周防宮野荘立券文)『鎌倉遺文』八一五)<sup>17)</sup>とも表記される事例が目される。この表記については、すでにいくつかの仮説が提起されている。たとえば近藤芳樹は「戸は壁の省書なり」としているが、近藤清石の「省画ならば戸とは書くべき」という批判(御蘭生一九三二所引)に従うべきだろう。近藤清石自身は、山口盆地内に「仁戸田」という中世地名が存在したこと

も根拠に、仁壁神社と「贄田」(ニヘタ)との関連を想定し、この神社の名称は「古くはニへと云へるならん」とする(近藤清石『山口県風土誌』の「仁壁神社」項)。「仁戸」と「贄」を関連づけ、そこから仁壁の名義に及ぶ見解は、御園生翁甫の「今矢田村字神田是なり。仁戸は贄の仮借にて、仁戸田は神社の献穀田を云ふ」(『防長地名淵鑑』の「仁戸田保」など)という説明にも継承される(近年の河村一九六二も同様)。しかし「仁戸」という漢字の選択は、表記法の特徴からして平安期以前には遡らない<sup>18)</sup>。この表記の位置づけをめぐっては、もう少し慎重な検討が望まれよう。

ちなみに古代史料に見える「贄田」の用例を検索してみると、大半の事例(『平安遺文』五八・七六・二二・二四)は川合・大国荘(伊勢国)関連文書に見えるもので、平安後期に作成された偽文書の可能性が高い(渡辺 二〇一四)。すると、「久安六年(一一五〇)十月伊勢国志貴御厨内検帳案」(『平安遺文』二七一)を初見史料と見るべきだろう。律令制施行当初に設定されていた各種の貢納物を、その現物ではなく田地からの産出物に換算して収取する税制(いわゆる人頭税の地稅化)への移行は一〇世紀代以降に進展するが、一般的な税物と異なり機械的な収取の対象とはなりにくい「贄」(感謝の意を示すために捧げられる新しい(ニヒ・ニヘ)收穫物)が「贄田」から定額貢納されるようになるのは、それよりも時期的に下る可能性が高い。つまり、これは「仁壁」の神名の由来となるほど古い地名ではない。

いずれにせよ、「仁戸」表記は「仁壁」という漢字表記の原義が失われて以降に登場した後世の表記であることは間違いない。明確な発生経緯は不明だが、たとえば「ニカヘ」が「ニカカヘ」の三音からなる単語と見なしたうえで、その語構成を「ニカカ(格助詞「が」+ヘ)と誤解し<sup>19)</sup>、そこから実意のない「カ」を省いた「ニヘ」という呼び方が生じた可能性などを想定すべきかもしれない。この点、後考を期したい。

ついで、「壁」字は「カベ(カヘ)」という一語に漢字を当てたものという可能性も検討しておきたい。試みに『時代別国語辞典 上代編』(三省堂)・『古語大辞典』(角川書店)を見てみると、この音の名詞は「壁(かべ)」と「柏・栢(かへ)」「しか拳がついていない。先に述べたように、『延喜式』神名帳に「壁」字を含む神名は存在せず、「栢」字にしても使用例は「虎栢神社」(武蔵国多磨郡)のみである。ちなみに「虎栢」の名称の由来はまったく不明だが(かつてコハ

クが採れたのだろうか?)、この事例も漢字の意味よりは漢字音を利用した日本語表記の事例と考えた方がよからう。

このように考える場合、古い段階の仁壁神社の社殿で、「壁」<sup>20)</sup>に特徴があったことを取り上げて神社名にしたとする見解も提起できるかもしれない。しかし、ここで注意すべきは、神社の施設(たとえば本殿・拜殿などの「社」屋代<sup>21)</sup>の有無は、時代・地域あるいは神体の性格によっても千差万別だったことである。時期が下るほど、「社」の設置が一般的になるとはいえ、二〇世紀になるまで社を持たなかった石上神宮の事例は、前近代において必ずしも特異なものではない<sup>22)</sup>。とくに古代前期においては、祭場を中心に祭祀が行われるのみで、そこに常設の社が設置されることは必ずしも一般的でなかった(福山一九七二・岡田一九九九)。とくに地方において社が作られる事例は、史料上で確認できる範囲では九世紀以降まで下る。こうして社の造営が増えてきた平安中期の段階でも、常設の建築物を持つ神社と持たない神社が混在し、その建築様式も一定の形式に収斂していく後世と比較して、多様な状況であった(山岸二〇一五)。

もう一つ確認しておきたいのは、「社」の建築的な特徴である。初期の神殿建築については、仏教建築と比べて質素という傾向が指摘される(稲垣一九七三)。とくに彩色については、素材そのままの色<sup>23)</sup>基本的に彩色しないというのが重要な条件だった(太田一九四七・三浦二〇一五)。このような一般的傾向を前提にすると、違和感を禁じ得ない史料が存在する。「天平十年(七三八)周防国正税帳」には、「遣<sup>24)</sup>使于畿内及七道、令<sup>25)</sup>造<sup>26)</sup>諸神社」(『続日本紀』天平九年(七三七)十一月三日条)という全国一律の神社施設の整備の一環として、周防国内で使用された建築資材が確認できる。それによれば、神社の改築のために周防国衙から「赤土」・「釘」などが支給されている<sup>23)</sup>。

「赤土」の用途については、祭器である「赤土器」の材料という見解もあるが(田中一九九二)、奈良期の文書によれば、「膠式拾斤(小) (用赤土塗料)」(天平勝宝五年 写書所解) (『大日本古文書』編年一三三三七)とあるように漆と混ぜて塗料にし、「松皮葺殿六宇(中塗了/表塗赤土未了)」(天平宝字六年正月十五日 造石山寺所公文案帳) (『大日本古文書』編年一五二三三五)・「赤土伍斗」(用仏堂宇南方七間架塗料) (天平宝字六年閏十二月 造石山院所用度帳) (『大日本古文書』一六一三三三)とあるように、物体の表面に塗布するものと考え

たほうがよい。なお正税帳の記載に「釘と赤土はあつても材木に触れない。こうした点は、社殿ではない神社の施設—例えば、考古遺跡の実例からも確かめられる垣根など—を作っていた可能性を示している」(加瀬二〇一八)という指摘は重要である。おそらく、「赤土」は神聖な空間を清める目的で塗布・散布されたもので、仏教建築における彩色とは異なる機能を担っていたのである<sup>(24)</sup>。

ともあれ、八世紀前半の周防国内に、赤く塗装された神祇施設が存在した可能性は高い。先に確認したような古代の神社建築の一般的傾向からすると、明らかに異質な空間が形成されていたことになる。古代の周防国内に、赤色を重視するメンタリティーが存在したことになるか。そうした信仰の反映として神社施設が「赤土」で塗装されたことと、「仁壁」という呼称とが関係した可能性については、第四節で検討したい。

最期に、少し視点は変わるが、「カベ」という地名を対象とする地名研究の成果を紹介しておきたい。地名分析やその語源探求の成果は、それぞれの地名がどこまで遡るかについて検討が不十分な点が多く、歴史学の立場から見ると、成果をどこまで利用できるか難しい場合も少なくない。とはいえ、参考になるのは確かなので、成果を紹介しておきたい。

「カベ」という地名をめぐっては、崖を「かべ」・「こうべ」と称する地名が少なくないことが指摘されて以降(松尾一九七六)、「絶壁」(鏡味一九七七)・「壁のように直立する岩石」(谷川一九九四)などと注釈する辞典類が一般的になった。近年ではそうした成果を踏まえ、本稿で紹介したような「カ部」↓「カ壁」という表記変更の生じた事例についても「部制にちなむとされる地名は、類音の自然地名が先行していたとも考えられる。その場合はカベは「崖」の意であろう」(楠原一九八一)「真壁」項の説明」という発展的な注釈が付される場合も生じてきた。

この主張は、古代においても「カベ」という日本語が「崖」の意を含んでいることを論証せずになされる限り仮説の域を出ないが、見通しとしては興味深い。ちなみに『延喜式』祝詞三祈年祭にみえる「天(能)壁立極」(天の壁、立つ極み)とか、『出雲国風土記』意宇郡安来郷にみえる「天壁立廻坐之」(天壁立て廻らし坐しき)といった表現は、古代の日本人が「壁」という文字を、スケールの大きな比喩として用いる場合があったことを示している。これが漢

語の「絶壁」のように室内に限らない用法を基礎としているのか、あるいは日本古来の「かべ」に関する観念の反映なのかは定かでないが、崖状の自然地形を「カベ」と称することが古代の段階からあったとしてもおかしくはない。

以上の想定が成り立つとすれば、「仁壁」の語源は、絶壁のような地形と関連するかもしれない。その場合、仁壁神社の旧境内(山口市宮野)の周辺で、自然地形を神体とするような信仰形態が存在した可能性も想定できる。神社の後背に広がる周防国と長門国の国境線上にそびえる山々(七〇〇メートル級)も、名称の一つの由来と考えられるかもしれない。

### 第三節 仁壁神社の当初の祭神

第一節で述べたように、仁壁神社に関する古い情報が十分に伝来していないのは、永禄十二年に社殿・社宝がすべて焼失したうえ、情報を口伝で保持していた宮司の多くが死亡した結果と推測される。乱後、毛利氏の援助を得て再建を果たした仁壁神社だが、この段階で信仰のコアな部分に関しては、少なくとも変質した可能性も想定される。とくに、住吉三神(表筒男神・中筒男神・底筒男神)を本殿に、下照姫命・味耜高彦根命を相殿に祭る現状や、そもそも本来の主祭神はいずれの神なのか定説のない状況が続いていることは、この際の被害と大きな関係があるろう。

先行研究において、たとえば『防長風土注進案』は住吉三神を主祭神と想定するが、『特選神名牒』は「今考ふへき由なし。姑く附て後考を俟つ」とする。また『式内社調査報告』は、「祭神一座味耜高彦根神なるべし、下照姫命は後に合祀し、住吉三神は武家の世に合祀せられたるものならん」(宇佐川三郎)「仁壁神社鎮座考」とか、「本社は下照姫命を祀れる社にて、他の四神は後に相殿に祀れるなるべし、秋祭に織機の神事ありて、内侍命婦奉仕す、これ女神主たる証なり」(近藤芳樹)などの諸説を紹介したうえで、「今は古記録を尊重して論考を避けたい」としている<sup>(25)</sup>。

ここで再検討すべきは、そもそも現在の祭神のなかに本来の祭神が含まれているという自明の前提そのものである。一般に神社において、長い年月の間に祭神が変遷する現象は広く見られるもので、当初の祭神を検討する際はできるだけ古い史料を検討する作業が求められる所以である。

仁壁神社の場合、確実な史料としては平安期の史料まで遡ることができる。

とりあえず、これを年代順に検討していこう。まずは『日本文徳天皇実録』<sup>26</sup>だが、ここには「在周防国正六位上仁壁神、授従五位下」(『日本文徳天皇実録』卷十・天安二年(八五九)二月十六日条)とある。つぎに、『日本三代実録』<sup>27</sup>には、「大和国従一位勲六等石上神階加正一位」。周防国従四位下玉祖神・三坂神並授従三位。従五位下仁壁神授従四位下」(『日本三代実録』卷十四・貞観九年(八六七)三月十日条)とある。これらの記事は、いずれも神階昇授<sup>28</sup>に関するものである。

仁壁神の奈良期における状況は確認できないとはいえず、初見の『文徳実録』天安二年条では「正六位上仁壁神」とあり、九世紀前半までに神階を授与されていた格の高い神と判断できる。なお、それ以前に神階奉授に関する史料が存在しないのは、史料の欠落の可能性もあるが、八世紀代まで仁壁神は「無位」だったものが「嘉祥三年(八五〇)十二月二十八日太政官符」(嘉祥四年(八五一)正月二十七日太政官符)『類聚三代格』所引で「国内諸神不<sup>レ</sup>論有位無位叙正六位上」とされた際に「新叙正六位」となったことから考えるべきだろう。ところで、神階奉授に関する記事を通覧するなかで注目されるのは、「仁壁神」という表記である。六国史にみえる関連記事は、神社名ではなく神名を挙げる方式を採る。たとえば「進山城国火雷神階、授従五位上。：進大和国丹生川上雨師神階、授正四位下」。龍田天御柱命神、国御柱命神、若宇加乃売命神、並加従五位上」(『日本文徳天皇実録』嘉祥三年(八五〇)七月十一日条)といった場合、火雷神は乙訓坐大雷神社の、丹生川上雨師神は丹生川上神社の、龍田天御柱命神と国御柱命神は龍田神社の、若宇加乃売命神は広瀬神社の主祭神である。奉授の際に発行される「神位記」の書式も、神社ではなく個々の神に対する授位という体裁となっている<sup>29</sup>。そして発行された神位記は、それぞれの神の祀られる神殿に奉納される<sup>30</sup>。つまり神階とは、神社組織やその管理者に対して授与されるものではなく、個々の神に奉授されるものだった。つまり「仁壁神」といった場合、「仁壁神社に祭られる神」という意味ではなく、「仁壁」という固有の神格を持った神を指すことになる。

以上のように確認したうえで、『延喜式』(延長五年(九二七)完成)の記事を確認しておこう。『延喜式』(卷十 神名式下)には、当時の周防国内の主要神社が、以下のように列挙されている。

周防国十座(並小)

熊毛郡二座(並小) 熊毛神社 石城神社  
佐波郡六座(並小) 玉祖神社二座 出雲神社二座 御坂神社 劔神社  
吉敷郡一座(小) 仁壁神社  
都濃郡一座(小) 二俣神社  
この、いわゆる「神名帳」の記載も含めると、九一〇世紀の周防国吉敷郡には「仁壁神」を祭祀する「仁壁神社」が存在したと確認できる。つまり仁壁神社の本来の祭神は、現在の五柱の祭神のいずれでもなかったことが明確となる。

ところで『延喜式』写本のうち武田本には、先の掲載箇所のうち、順に劍神社・吉敷郡・仁壁神社・都濃郡・二俣神社の計五箇所に「貞」という標柱が記入されている。これは、『弘仁式』(弘仁十一年(八二〇)年撰進)の段階で周防国内には熊毛神社・石城神社(熊毛郡)・玉祖神社・出雲神社・御坂神社(佐波郡)の計五社の式内社が存在したのに対し、『貞観式』(貞観十一年(八六九)撰進)の段階で劍神社(佐波郡)・仁壁神社(吉敷郡)・二俣神社(都濃郡)の三社が追加されたことを示す標柱と考えられる(宮城一九五四・二宮一九七五・小倉一九九三)。この記載によって、仁壁神社が式内社とされたのは、弘仁十一年(八二〇)年以降、貞観十一年(八六九)までの間と判明する。こうした時期的な問題から見ても、仁壁神社の式内社化は先述した嘉祥三年(八五〇)の神階奉授と一定の関連が想定されよう。

ところで、現在の仁壁神社に祭られている神のうちいくつかは、古代の段階ですでに合祀されていた可能性が高い(渡辺二〇二〇C)。そのうちでも、とくに表筒男命・中筒男命・下筒男命の三神(いわゆる住吉神)は、住吉大社(摂津国)の主祭神として著名な存在である。このほかの二神にしても、味耜高彥根命はたとえは式内社の高嶋阿治須岐彦根命神社(大和国)などで祭祀されているし、下照姫命も式内社の比売許曾神社(摂津国)で祭祀されている。このような強力な神格が、周防国において式内社の指定対象とならなかったことに、疑問を感じる向きもあるかも知れない。

結論からいえば、他の式内社で祭祀されている神と同一の神格とみなされた神(分祀された神)は、いくら重要な神であっても朝廷から神階を奉授されたり祭祀を受けたりできない原則だった<sup>31</sup>。つまり、現在祭られている主要な五神は、そもそも式内社選定のシステム上、指定の対象とはなり得ない神格だった

たのである。こうした点からも、現在の祭神のなから、当初の祭神を探そうとする方法論には無理があると分かる。

#### 第四節 呼称からみた「仁壁神」の性格

前節で見てきたように、仁壁神社本来の祭神は「仁壁神」であった。しかし「仁壁」という呼称の由来については、早い段階で仁壁神への祭祀が廃れたこともあって定かでない。そのため、これまでさまざまな仮説が提起されてきた。たとえば度会延経『神名帳考証』（一八世紀）は、周防国造と茨城国造が同祖で、茨城国造の祖は天津彦根命であることを前提として、同じく天津彦根命を祖とする「額田部湯坐連」の存在に注目し、「按仁与奴音通、略田字」と想定する。つまり、「額田部」（ぬかたべ）の「田」が抜けたうえに、第一音の「ぬ」が「に」に転訛したことで「にかべ」という読みが発生したというのである。この見解は、続く伴信友『神名帳考』（一九世紀初頭）にも継承されるなど、近世においては通説的な位置を占め続けた。

近代以降、山口県の郷土史家による研究が進められた段階においても、いくつかの仮説が提起された。たとえば近藤清石や御園生翁甫は、周辺にあった「仁戸」（にへ）という地名に注目し、「仁戸」と「贄」を関連づけ、そこから仁壁の名義に検討を進めた（第二節で詳述）。以上の仮説に共通するのは、類似する固有名詞を探し出し、それとの関連性を想定する論法である。

この後しばらく、関連研究は下火となり、仁壁神社の名称の由来についても成果は提示されなくなる。こうした状況に変化が生じるのは、一九八〇年代に入ってからである。たとえば神祇研究の専門家である志賀剛は、「仁壁」の語源について、同じ山口盆地内にある「仁保（には）」という地名に注目し、そこが「丹」（この場合、厳密に水銀朱と鉛丹の区別は付けられていない。以下、同じ）の産地であった可能性を想定したうえで（丹生→仁保）、「仁壁は丹壁で古代には、赤土が壁のようになって露出していた…古代には尊重され、自然神として祭られていた」（志賀一九八三）という見通しを提示した。なお志賀は、別著では「丹」信仰との関連から、「ニカミ（丹神）→ニカメ→ニカベ（仁壁）」という、前者とは少々異なる名称の発生過程を想定している（志賀一九八九）。同時期、仁壁神社を、和爾坐赤坂比古神社（大和国）・赤見神社（近江国）・赤淵神社（但馬国）などの「赤」を呼称の含む神社と同質の、赤色に対する信仰の拠

点とする見解も登場した。具体的には、「丹」が塗られた「赤い壁」を神格化したもの」と想定するのである（森一九八三）。いずれの論者も、仁壁神社の本来の信仰形態は「丹」信仰の拠点だったとする点で共通している。以上の研究成果は、戦前までの成果とは異なる方向性を示している。第二節でとりあげた「赤土」の問題と関連して興味を引かれる仮説ということもあり、いささか検討を加えておきたい。

まずは「仁保」という地名と、「丹」の関係について。各種の地名辞典で「仁保」という地名を探してみると、山口県山口市のほか、広島県広島市・岡山市赤磐郡などに現存する。そして先行研究によれば、これらの土地はいずれも赤色顔料の原料産地と考えてよい<sup>32</sup>。実際、山口県山口市の「仁保」については、水銀の産地が発見されたことから、地名が「丹」に由来する可能性が指摘されている（松田一九七〇）。また仁保と丹生が通用する表記であることは、たとえば大仁保神社（奈良県高市郡）の所在する地字が「丹生谷」であることなどからも確認できる。

ついで、「丹」を信仰の対象とするあり方について。赤色系の顔料については、水銀朱・鉛丹・ベンガラ（酸化鉄）の時期・地域・用途による使い分けが解明されつつあり（市毛一九九八・同二〇一六・本田一九九五・同二〇〇四ほか）、日本の古代社会において神聖なパワーを内包する色と見なされていたことも解明されている（芳井一九八三・伊原一九八七・福島一九七四）。後世になると捺印や（渡辺二〇一五）、建築物・工芸品・絵画作品などへの塗布（北野二〇一三）という目的に限定されていくが、原始・古代の段階においては、とくに重視されていた色である。

各種の原料のうち、比較的容易に入手可能なベンガラ（酸化鉄）はともかく、朱・丹については原料入手に加えて顔料作成にも高度な技術を要した。そのため日本古代における赤色顔料への需要の高さに対応する過程で、製法を持つ氏族が全国各地に広がっていったと考えられる。たとえば全国に分布する「丹生」という古代地名（郡・郷）<sup>33</sup>が赤色顔料の産地に由来することは、「丹生郷（在郡西）／昔時之人、取此山沙、該朱沙」。因曰丹生郷」（豊後国風土記『海部郡条』などの史料からも確認できる。彼ら技術者集団が「丹」自体（あるいはその産出地）を自然神として祭祀したのが、丹の神<sup>34</sup>を祭る丹生神社の原型と推定されている（村山一九七〇）。

こうして(恐らく古代前期までに)全国へ信仰が広まったのだが、その後、原材料の産出(あるいは顔料の需要)が衰えると、他の神に取って代わられたり(松田一九七〇)、別の性格が強調されるようになった。全国の丹生神の総本山的な位置づけにある吉野山における信仰の場合、次第に「雷神的性格」(村山一九七〇)が重視されるようになる。

ここで注目されるのは、雷神というキーワードを媒介に、現在の仁壁神社の祭神の一つである味耜高彥根命と賀茂氏(大和国葛上郡)の関係が見いだせることである。味耜高彥根命に「雷神」的な側面があることは別述するが(渡辺二〇二〇C)、記紀神話によれば同氏の祖にあたる三輪神が丹塗矢(雷神の表象)に化身する神婚説話が見える<sup>35)</sup>。賀茂氏が故郷で奉斎していた高鴨阿治須岐託彦根命神社(大和国葛上郡の式内社)の主祭神が味耜高彥根命であることや、彼自身をめぐる神婚説話が伝承されていることも、両者の関係を示唆している(原田一九六九)。以上のような連想によれば、当初の丹信仰の残滓が味耜高彥根命への信仰として現存しているという見方も可能かもしれない。

#### おわりに

仁壁神社の祭神の変遷に関して、別稿で述べた内容も含めて整理すると、以下のようになる。まず九世期の『文徳実録』・『三代実録』あるいは一〇世期の『延喜式』にみえる祭神は「仁壁神」という神で、これは古代の丹信仰と関連する可能性がある。

この仁壁神に加えて、古代〜中世にかけて複数の神が合祀されていく(渡辺二〇二〇C)。たとえば住吉三神は、内陸地で海洋神を奉斎するという特殊性からも、移民してきた海洋民の要請を受けて合祀されたと考えられる。また味耜高彥根命も、この神を奉斎する勢力が入植する過程で合祀されたのだろう(下照姫命に関しては、さまざま可能性が考えられる)。つまり古代後期に現在地へと移転する以前、現祭神はほぼそろっていた可能性が高い。

こうした過程で、当初の祭神「仁壁神」への信仰は廃れていく。その直接の要因は、仁壁神を支持する氏族が勢力を失ったためだろうが、中世の戦乱の影響などもあって祭祀の本源が不分明となった結果、当初の祭神「仁壁」は神社名のみに残り、近世以降、主祭神に関する諸説が多様に提起され続けることになった。

ただし仁壁神への信仰の廃絶は、この神社の低迷につながった訳ではない。古代に「神前郷」と称され郡内随一の威信を誇った仁壁神社の周辺地域は、中世には「宮野」と称されることで、郡内における神祇信仰の中心地域として維持され続けてゆく(渡辺二〇二〇B)。古代以来の伝統を背負った勢威は、少なくとも中世後期に全社が焼き討ちに遭うまで、維持され続けていたのである。

#### 注

1) 周防国の一宮は玉祖神社(佐波郡)、二宮は出雲神社(佐波郡)。前者は玉造部(曲玉などの製作に従事する集団)の祖先を祭った神社と考えられる。

文献上の「一宮」の初見はこの神社であり(『今昔物語集』卷一七第二三話)、他国へも勧請されるほど(田中一九六七)有力な神祇と見なされていた。後者は、名称からして出雲の勢力と強い関係が推定される神社である。この神社が「二宮」と見えるのは、「永万元年(一一六五)六月神祇官諸社年貢注文」(『平安遺文』三三五八)が初見史料である。なお周防国(全土六郡)の式内社一〇座八社のうち、佐波郡には六座四社が集まり、玉祖神社(二坐)を除く出雲神社(大己貴命・事代主命)、三坂神社(大國主命)、劍神社(素戔鳴尊)は出雲系の神を祭祀する。佐波郡以外の国内の式内社で出雲の神を祭る事例がないことも念頭に置くと、古代のこの地域と出雲は強い関係にあったと考えられる(岡本二〇一六)。

2) 「鼓頭というのは普通は祭礼の責任者であり、神事の責任者は神官である」(御園生一九七二)。「元龜元年(一五七〇)に大内氏滅亡後の阿武郡一帯を支配していた吉見町の奉行人は、大井郷八幡宮祭礼に出仕した鼓頭の座席順を記している。鼓頭とは阿武郡内の各郷の代表であり、左座・右座に分かれて大井郷八幡宮の祭礼を執行した。」(平瀬二〇一七)などの指摘を参照。

3) たとえば長門国阿武郡の場合、金石山八幡宮では鼓頭役が相続されているが、大井八幡宮では諸郷へ鼓頭役の出仕義務が負わされている(秋山二〇一二A)。とくに後者のような場合、鼓頭とは村々が交代で勤める職に過ぎないことになる。

4) この記事については、八坂神社の大宮司松田時重と混同している可能性も否定できない。あるいはこの時期の時重は、八坂神社と仁壁神社の大宮司を兼任していたのだろうか。

- 5) 『防長風土注進案』「桜島村神祠」項による。なお境内に「鐘楼」があったのは、「仁壁神社牛玉の板に神宮寺宝印とあるを觀ればもとハ神宮寺といへりしにやあらん」(『防長風土注進案』「神光寺項」とされることも踏まえると、近世には神仏混交が相当進んでいたと推測される。
- 6) ただし「周防部においては雅楽の盛行は見られず、後に述べるように、むしろ長門部にその盛行を見るのである。おそらく仁壁神社が秘伝として持ち続け、部分的な相伝しかなかったものと推測される」(御菌生 一九七二)という指摘からすると、長賢から忠重へ、樂人としての知識の伝受が充分にされなかった可能性も推測される。もし、そうであったとすれば、長賢は『兼右卿記』永祿六年(一五六三)七月二十七日条に現役の社家として登場した後、永祿十二年(一五六九)の大内輝弘の乱で不慮の死を遂げた可能性を想定すべきかもしれない。
- 7) 『訓点語彙集成』には、ここに揭示しきれないほど多数の用例が挙がる。『類聚名義抄』にもキミ・ナムヂ・ヒト・ウツクシブ・メグム・ムツマジ・ヨシ・ヨロコブ・ユルス・シノブ・タフトシなど、さまざまな事例が挙げられている。
- 8) 漢字「仁」の呉音はニン・ニ(たとえば仁王)、漢音はジン。この漢字は、呉音から派生して平仮名「に」の字母となっている。
- 9) 「壁」の古訓としては、イワホ・カキ・カベ・ソコ・ヒハル(『訓点語彙集成』)／カヘ(『倭名類聚抄』・『図書寮本類聚名義抄』・『観智院本類聚名義抄』)／カキ・コソ(『観智院本類聚名義抄』)などの事例がある。
- 10) この字を清音「へ」だけでなく、濁音「べ」でも読むことについては、余戸(あまるべ)・神戸(かんべ)などの古代地名から確認できる。なお「戸」の古訓には、ト・トボソ・ヘ・ヘゴトニ・ヘヘ(『訓点語彙集成』)／ツカサトル・ト・ヘ・ホノカナリ・ヤム(『観智院本類聚名義抄』)／「字鏡集」ト・ヤム・トドム・トビラなどがある。
- 11) 仁布神社については、「丹生」↓「仁布」の可能性を想定する松田 一九七〇・池辺 一九八九などの指摘を参照。
- 12) 参考までに、古代地名の漢字表記における音訓混用の事例を確認しておく。先行研究(工藤 一九九九・蜂矢 二〇一四)の成果によれば、『和名類聚抄』所載の地名(郡名六〇〇・郷名四〇〇〇…)写本により異なるので概数)のうちで音訓混用の読みをする事例は、音+訓(重箱読み)が二〇例、訓+音(湯桶読み)が三二例と、あわせて全体の1%程度にすぎない。これら郡郷の地名表記で音訓が混用される事例でも、同音の神名を『延喜式』神名帳に載せる場合は、音訓混用にならないように配慮した別表記になっていることも指摘されている。なお古代において、この種の混読語は皆無ではないが、非常に少なかったというのが定説である(新野 一九八七)。
- 13) 地名「忍坂」の由来や「刑部」と表記する理由については、池田 一九七七を参照。
- 14) 「於无左加倍」という訓の解釈については、蜂矢 二〇〇九を参照。
- 15) これについては、「はじめには「ヒノモトの草香」という言い方があったと推定される。ヒノモトに漢字を宛てると、日本もしくは日下となる。そして枕調がそのまま地名に転用される場合がある。「飛ぶ鳥の明日香」が飛鳥と書いてアスカとよませるように、「長谷の泊瀬」が長谷と書いてハセとよませるように、「日下の草香」は枕詞の日下と書いてクサカとよませるようになった」(谷川 一九九四)という仮説も参照。
- 16) この地名改変については、蜂矢 二〇一五も参照。
- 17) 当該史料が、仁戸の初見。なお「仁戸〇」という地名は「仁戸野」(『中右記』承徳二年十月十六日条)などを先懸として各地で検出されるが、その読みは様々である。たとえば仁戸田(肥前国神埼郡)の場合、中世には「贅田」とも表記するので「にへた」と読むことが分かる。近隣の櫛田神社と関連する地名だろう(同社については、渡辺 二〇二〇Bを参照)。肥前千葉氏の支流に「仁戸田」を名乗る一族がいるのは、この地名と関係があらう。
- 周防国内の場合、佐波郡・吉敷郡などに同様の地名が広く見られる。佐波郡の場合、室町期の「防府天満宮文書」に「佐波令内仁戸田」(『山口県史料編 中世二』一三・一五)と見えるのを端緒に、多数の事例が確認できる。吉敷郡の地名の場合は、前述の『鎌倉遺文』八一五を先駆けとして、「興隆寺文書」に「仁戸田村」(『県史』史料編 中世三 六七)・「仁戸田保」(七三)・「大内村仁戸田保」(二〇五)・「矢田令内仁戸田村」(二二)などが見える。このうち吉敷郡の事例は、「にへたのむら」(弘安五年(一一八二)六月二十三日 日多々良氏女寄進状)『鎌倉遺文』一四六三四とあるので、こちらの分類と考えてよい。大内氏の支流の仁戸田氏の場合、佐波郡の仁戸田(二斗田)と関連する可能性が高いか(なお平瀬 二〇一四は、明確な根拠を示さないまま

に、本文書を南北朝期以降の偽文書とするが、もしそうであっても読みの確定に支障はない。

一方、仁戸名(下総国千葉郡)の場合、「にとな」と読む。地名の由来は、「谷の湿地(にと・た)によるものか」(『角川日本地名大辞典』)とされる。姓で仁戸部を新渡戸(にとべ)と表記する事例も同様の読みを想定できるので、全国的にはこちらの方が一般的なのかもしれない。

18) 古代前期の「べ」は上代特殊仮名遣いで甲類・乙類に区別されており、「壁」字の場合、甲類(『時代別国語辞典 上代編』・『古語大鑑』)とされる。これに関連して、「カ」(処) + 「へ」(甲類) (辺) のような清音を語源とする熟語が、「カベ」(壁) のように連濁化する現象については、柳田二〇一五などを参照。一方、「戸(へ)」は乙類とされる(『日本国語大辞典』)ので、「仁壁」の三文字目の音を「戸」と表記するようになるのは、上代特殊仮名遣いの区別が失われて以降、つまり平安期以降と推定される。つまり神名の由緒を考える際、漢字「戸」字という表記は参考にならない。

19) 格助詞「が」は、現代語にも「我が○○(子・名)」などとして残存する。  
20) 古代前期の日本社会で「壁」といった場合、土壁ではなく木や草のような植物性の材質で形成されたものと考えられる(山田一九八二)。

21) 社(Ⅱ)屋代・ヤシロ」という語については、木村一九八三・西宮一九八七を参照。

22) 神社と見なすための必要条件については、①祭祀を執行する場としての「正殿(神殿・玉殿)」と、②聖域を区切る「圍繞施設」が想定される(川原二〇〇九)。

23) この史料によれば、神税を財源とする玉祖神社(D・E断簡)と正税を財源とする某神社(B断簡)の計二ヶ所で神社修理料が記載され、いずれも「赤土」の費用が計上されている(井上一九六七・荆木一九九九)。なお同様の工事に際して財源が異なるのは、後者が神戸を持たない無封社だったからと考えられる(山里一九七六・小林二〇〇三)。

24) 類例として、伊豆国上津島で「其壁塗赤土」(『続日本後紀』承和七年(八四〇)九月二十三日条)などと形容される「火山活動の溶岩や噴石などでできた自然地形」を社殿に見立てて祀っている事例(坂口一九八六・原一九九六・山岸二〇一五)も参照。

場を清浄化するために赤土の呪性を利用する方式は、文学作品にも見える。たとえば神婚説話のなかに、夜ごとに通ってくる男(三輪神)の正体を確かめる過程で「以赤土散床前」(『古事記』卷中崇神天皇)という行為が見え、「赤土を床のあたりに撒きちらすのは、悪霊邪鬼を祓うため」(『日本古典文学大系本 頭注』)と考えられている。こうしたあり方は、古墳の埋葬施設に赤色顔料を塗布する現象とも関係しよう(第四節も参照)。

25) 教部省編『特選神名牒』(磯部甲陽堂、一九二五年)・式内社研究会編『式内社調査報告』(皇学館大学出版部、一九八〇年)。

26) 本史料については、松崎二〇〇一を参照。

27) 本史料については、柄一九九五を参照。現存する諸写本はすべて三条西実隆・公条父子の書写になる本を祖本としており、このうち卷一四は「ほぼ完全な卜部家本を書写」した箇所である。なお、この史料では、神名を「仁壁」と表記する。「壁」(呉音・漢音・ヘキ)と「壁」(呉音ヒヤク・漢音・ヘキ)は音通するが、訓読では「壁」(かべ)・「壁」(たま)と異なるので、後述する『延喜式』の「ニカヘ」という訓も踏まえると、三条西家本の段階までに発生した誤写の可能性がある。

28) 九一〇世紀にかけて神位授位の盛行する社会的な背景については、小倉一九九三・川原一九九七などを参照。なお従四位下という神階については、林一九五三・西山一九五五も参照。

29) 発給手続きについては、『新儀式』卷四奉加神位階事・『柱史抄』下神位事に詳しい。『本朝世紀』天慶五年(九四二)四月十一日条・「天曆六年(九五二)四月十五日 太政官符」(『類聚符宣抄』)も参照。書様は、『延喜内記式』一〇 神位記式・「神位記書様」(『朝野群載』卷一二)に見える。「延喜二十一年(九二二)二月二十七日 太政官符」(『類聚符宣抄』卷二)も参照。

30) たとえば「高良玉垂神、及比咩神等正殿遇失火、位記皆被焼損」(『日本文徳天皇実録』天安二年(八五八)五月十四日条)という記事から、神位記は神殿中心に奉納されていたと分かる。

31) 二宮一九六一・岡田二〇〇二。九世紀後半以降、こうした傾向が徐々に消滅し、分社でも独立した(神社)と見做す方向に変化していった(小倉二〇〇八)。

32) 松田一九七〇・同一九七五。こうした考え方に對し、瀬戸内海沿岸に分

布する仁尾・仁保・二保・仁保島・二保津・新穂等の地名は「鳩」（二ホ）という鳥の名前に由来するという見解もあるが（鏡味 一九七七）、根拠は示されてない。

なお個人的には、贄（二へ）↓仁保（二ホ）と転訛した可能性も念頭に置く必要があると考えている。古代においてこの地域は「仲河郷」と称され、御厨（天皇への二への貢納義務を負う地域）とされていたからである（渡辺 二〇二〇A）。ただし、この想定が正しかったとしても、周辺に赤色顔料の産地がある事実や、「周防国正税帳」から確認できる赤土を使った神社造営の実態などを踏まえれば、古代のこの地域に丹信仰が存在した可能性を想定するのは難しくないように思われる。

33) ただし同じく「丹」字を含む固有名詞でも、「丹比」（たちひ）は「多治比」の別表記で、単に「丹」字の字音を利用しただけだろう。この氏族名については、前之園 二〇一三も参照。

34) 「丹」信仰の主祭神は、女神が一般的（松田 一九七〇）という指摘も参照。

35) 丹塗り矢型の神婚譚について関連研究は多いが、とりあえず多田 一九九七を参照。

#### 参考文献

- 秋山伸隆ほか「長門国の国衙領・荘園」（『山口県史 通史編 中世』山口県、二〇一二年A）
- 秋山伸隆「領国の拡大と大内輝弘の山口侵攻」（『山口県史 通史編 中世』山口県、二〇一二年B）
- 池田末則「忍坂」（『日本地名伝承論』平凡社、一九七七年）
- 池辺弥「石と神社」（『古代神社誌論攷』吉川弘文館、一九八九年）
- 市毛勲『新版 朱の考古学』（雄山閣出版、一九九八年）
- 市毛勲『朱丹の世界』（ニューサイエンス社、二〇一六年）
- 稲垣栄三「古代の神社建築」（『神社建築史研究 特』中央公論美術出版、二〇〇六年、初出一九七三年）
- 井上寛司「中世諸国一宮制の基本的性格」（『日本中世国家と諸国一宮制』岩田書院、二〇〇九年）
- 伊原昭「上代の赤—顔料を中心に—」（『増補版 万葉の色』笠間書院、二〇一〇年、

初出一九八七年）

荊木美行ほか「天皇の祭祀と神祇」（中村修也編著『続日本紀の世界』思文閣出版、一九九九年）

太田博太郎「日本建築の特質」（『日本建築史序説』彰国社、一九四七年）

岡田荘司「古代の神社と神階」（『古代諸国神社神階制の研究』岩田書院、二〇〇二年）

岡田精司「神社建築の源流—古代日本に神殿建築はあったか—」（『考古学研究』四六一二、一九九九年）

岡本雅享『出雲を原郷とする人びと』（藤原書店、二〇一六年）

小倉慈司「延喜神名式「貞」「延」標注の検討—官社の数量的変遷に関して—」（『延喜式研究』八、一九九三年）

小倉慈司「古代在地社会における「神社」の存在形態と青木遺跡」（『国史学』一九四、二〇〇八年）

鏡味完二ほか「地名の語源」（角川書店、一九七七年）

加瀬直弥「古代神社の立地と社殿の役割」（『古代の神社と神職』吉川弘文館、二〇一八年）

苺米一志「大勸進事業の展開と荘園社会」（『荘園社会における宗教構造』校倉書房、二〇〇四年）

河村乾二郎「周防国の式内社」（『山口県地方史研究』八、一九六二年）

川原秀夫「社殿造営政策と地域社会」（『延喜式研究』二五、二〇〇九年）

北野信彦『ベンガラ塗装史の研究』（雄山閣、二〇一三年）

木村徳国「ヤシロの基礎的考察」（『上代語にもとづく日本建築史の研究』中央公論美術出版、一九八八年、初出一九八三年）

工藤力男「言語資料としての和名抄郷名—音訓交用表記の検討—」（『日本語史の諸相』汲古書院、一九九九年）

楠原祐介ほか「古代地名語源辞典」（東京堂出版、一九八一年）

小林宣彦「国家祭祀と神税」（『律令国家の祭祀と災異』吉川弘文館、二〇一九年、初出二〇〇三年）

近藤清石「列伝」（『大内氏実録』同人、一九九〇年）

坂口一雄「物忌奈神社・阿波命神社」（谷川健一編『日本の神々』一〇）白水社、一九八六年）

- 鷲森浩幸「名代日下部の成立と展開」〔『市大日本史』三、二〇〇〇年〕
- 志賀剛「仁壁神社」〔『式内社の研究』雄山閣、一九八三年〕
- 志賀剛『神名の語源辞典』(思文閣出版、一九八九年)
- 藪田香融「皇祖大兄御名入部について」〔『日本古代財政史の研究』塙書房、一九八一年、初出一九六八年〕
- 多田みや子「丹塗り矢型」(大林太良ほか編『日本神話事典』大和書房、一九九七年)
- 田中卓「大化前代の枚岡―古代伝承の展開―」〔『日本国家の成立と諸氏族』国書刊行会、一九八六年、初出一九六七年〕
- 田中卓「聖武天皇の神祇崇敬」〔『神社と祭祀』国書刊行会、一九九四年、初出一九九一年〕
- 谷川健一編『民俗地名語彙事典』(三一書房、一九九四年)
- 谷川健一「国号について」〔『谷川健一全集 一五』富山房インターナショナル、二〇一一年、初出一九九四年〕
- 柄浩司「三条西家による『日本三代実録』の書写について」〔『中央史学』一八、一九九五年〕
- 新野直哉「重箱読み・湯桶読み」(佐藤喜代治編『漢字講座 三』明治書院、一九八七年)
- 西宮一民「ヤシロ(社)考―言葉と文字―」〔『上代祭祀と言語』桜楓社、一九八七年、初出同年〕
- 西山徳「官社制度における神の位階」〔『増補 上代神道史の研究』国書刊行会、一九八三年、初出一九五五年〕
- 二宮正彦「諸神への品位奉授について」〔『古代の神社と祭祀』創元社、一九八八年、初出一九六一年〕
- 二宮正彦「延喜式神名帳」の郡について」〔『古代の神社と祭祀』創元社、一九八八年、初出一九七五年〕
- 沼本克明『濁点の源流を探る』(汲古書院、二〇一三年)
- 蜂矢真郷「和名抄地名における「部」」〔『古代地名の国語学的研究』和泉書院、二〇一七年、初出二〇〇九年〕
- 蜂矢真郷「和名抄地名の音訓混用」〔『古代地名の国語学的研究』和泉書院、二〇一七年、初出二〇一四年〕
- 蜂矢真郷「風土記地名と和名抄地名」〔『古代地名の国語学的研究』和泉書院、二〇一七年、初出二〇一五年〕
- 林陸朗「官社制度と神階」〔『国学院雑誌』五四―二、一九五三年〕
- 原秀三郎「古代の遠江・駿河・伊豆と自然災害」〔『地域と王権と古代史学』塙書房、二〇〇二年、初出一九六六年〕
- 原田敦子「阿治志貴高日子根神の神婚説話」〔『古代伝承と王朝文学』和泉書院、一九九八年、初出、一九六九年〕
- 坂靖「葛城の王都・南郷遺跡群」(新泉社、二〇一一年)
- 平瀬直樹「領国形成と家臣団」〔『大内氏の領国支配と宗教』塙書房、二〇一七年、初出二〇一四年〕
- 平瀬直樹「地域共同体と神社の祭祀」〔『大内氏の領国支配と宗教』塙書房、二〇一七年〕
- 福島秋穂「赤色考」〔『早稲田文学』(第七次) 六一―七、一九七四年〕
- 福山敏男「神社建築概説」〔『福山敏男著作集 四』中央公論美術出版、一九八四年、初出一九七二年〕
- 本田光子「古墳時代の赤色顔料」〔『考古学と自然科学』三一・三二合併号、一九九五年〕
- 本田光子「赤」に込められた古代人の願い」〔『文化財の保存と修復 六』クバプロ、二〇〇四年〕
- 本田安次「神楽」(木耳社、一九六六年)
- 前之園亮一「多治比部―入れ墨をした山林の民―」〔『王賜』銘鉄剣と五世紀の日本』岩田書院、二〇一三年)
- 松尾俊郎「崖を意味する地名」〔『日本の地名』新人物往来社、一九七六年〕
- 松崎英一「日本文徳天皇実録」(皆川完一ほか編『国史大系書目解題 下』吉川弘文館、二〇〇一年)
- 松田寿男「丹生の研究―歴史地理学から見た日本の水銀―」(早稲田大学出版局、一九七〇年)
- 松田寿男「丹生と丹穂」〔『古代の朱』筑摩書房、二〇〇五年、初出一九七五年〕
- 三浦正幸「本殿の内部空間の特質」〔『季刊悠久』一四二、二〇一五年〕
- 御園生翁甫「仁壁神社」〔『防長地名淵鑑』御園生防長研究所、一九三一年〕
- 御園生翁甫「防長の神楽」〔『防長神楽の研究』未来社、一九七二年〕

- 宮城栄昌「配列法より見た神名式の研究」(『神道学』二、一九五四年)
- 村尾次郎『桓武天皇』(吉川弘文館、一九六三年)
- 村山修一「吉野水分神社と金峯山寺」(『神仏習合の聖地』法蔵館、二〇〇六年、初出一九七〇年)
- 森宏太郎「産業の神がみ」(『暮らしのなかの神々』牧野出版、一九八三年)
- 山岸常人「神社建築の形成過程—平安時代前期・中期を中心に—」(『史林』九八―五、二〇一五年)
- 山里純一「神税考—律令制下における運用—」(『国学院雑誌』八六六、一九七六年)
- 山田幸一「古墳時代までの壁の概観」(『壁』法政大学出版局、一九八一年)
- 山本浩樹「毛利氏包圍網」(『西国の戦国合戦』吉川弘文館、二〇〇七年)
- 芳井敬郎「赤の民族性について」(『民俗文化複合論』思文閣出版、二〇〇五年、初出一九八三年)
- 渡辺滋『日本古代文書研究』(思文閣出版、二〇一四年)
- 渡辺滋「古代・中世における捺印—赤色顔料の溶解法を中心として—」(『古文書研究』七九、二〇一五年)
- 渡辺滋「『和名類聚抄』所載の郷名をめぐる検討—周防国吉敷郡の事例について—」(『山口県立大学 大学院論集』二二、二〇二〇年A)
- 渡辺滋「古代地名「カンザキ」をめぐる一考察—周防国吉敷郡の事例を考える基礎作業として—」(投稿中、二〇二〇年B)
- 渡辺滋「仁壁神社(周防国吉敷郡)の現祭神について—古代における山口盆地の実態解明を目的として—」(『山口県地方史研究』未定号、二〇二〇年C)